

令和8年3月18日
地域行政部
マイナンバー担当課

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

マイナンバー制度では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定める事務に加え、地方公共団体が条例で定める事務においても個人番号を利用することができる。

この度、地方税法等の改正に伴い、規程の整備を図る必要があるため、「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」(以下「条例」という。)の一部を改正する条例案を令和8年第1回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

軽自動車税環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止され、軽自動車税種別割を軽自動車税と改めるため、条例別表第1及び第2を改正する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和8年4月1日

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別表第1（第4条関係）

| 改正後 | |
|-----|--|
| 機関 | 事務 |
| 区長 | 1 世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）による身体障害者等に対する <u>軽自動車税</u> の減免に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 以下、略 |

別表第1（第4条関係）

| 改正前 | |
|-----|--|
| 機関 | 事務 |
| 区長 | 1 世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）による身体障害者等に対する <u>種別割</u> の減免に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 以下、略 |

別表第2（第4条関係）

| 改正後 | | |
|-----|--|---------------------|
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 区長 | 1 世田谷区特別区税条例による身体障害者等に対する <u>軽自動車税</u> の減免に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| | 以下、略 | |

別表第2（第4条関係）

| 改正前 | | |
|-----|--|---------------------|
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 区長 | 1 世田谷区特別区税条例による身体障害者等に対する <u>種別割</u> の減免に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| | 以下、略 | |